

2025年1月

お客様各位



株式会社ニッセイ
営業統括 営業企画部

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への廃絶追加物質 デクロランプラスの弊社対応について

拝啓 時下、ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下、ストックホルム条約と表記)にて、デクロランプラスが附属書A(廃絶)に追加されましたので、弊社対応について、下記の通りご案内いたします。

敬具

記

■対象製品

シリーズ	モータ容量	種別	出力軸タイプ
インダクションギアモータ IPMギアモータ	0.1kW～ 2.2kW	ブレーキ付	G3タイプ (平行軸) H2タイプ (直交軸) F・F3タイプ (中空・中実軸)
バッテリー電源ギアモータ	0.75kW	ブレーキ付	APGタイプ (平行軸) F3タイプ (中空軸)

■対応内容

上記対象製品において、デクロランプラス非含有部品に切り替えます。部品切り替えに伴う製品の仕様、機能、外形寸法におきましては、変更ございません。

■対応時期

2025年2月26日を目標に順次対応してまいります。

※各国の規制状況により、上記の対応時期を変更する場合がございます。

※対象製品(対象製品をご使用された製品)を国外に輸出される場合は、各国の当該条約における規制内容についてご確認いただき、ご対応いただけますようお願いいたします。

■補足事項(変更に至る背景)

ストックホルム条約において、メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328を同条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。ストックホルム条約事務局より、締約国各国に通知がなされると、締約国は通知から1年以内(2025年2月26日)に決定を遵守するための所要の措置を講じることとなっております。

そのため、締約国各国が講じた規制状況によっては、当該物質が含有した製品を流通・販売できなくなる可能性があります。この対応として、弊社は対象製品をデクロランプラス非含有部品に切り替えます。

※メトキシクロル、UV-328を含有する対象製品はございません。

■お問合せ先 (TEL)

株式会社ニッセイ

●東京営業所：03-5695-5411

●中部営業所：0566-92-7410

●大阪営業所：06-6210-1157

●九州出張所：092-409-7385

●海外営業課：0566-92-5312

●CSセンター：0120-889-867

以上